

## 4. 補装具の支給及び日常生活用具の給付

### (1) 補装具費の支給

身体上の障害を補うための補装具の購入又は修理に係る費用の一部を公費で負担します。

※必ず、購入・修理の前にご相談ください。

対象者	身体障害者（児） ・ 難病等対象者
費用	購入費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて負担上限額が決まっています。
手続	身体障害者手帳、世帯の課税状況を証する書類、指定医療機関の意見書、補装具の見積書

#### 《 補装具の種類 》

肢体不自由	義肢・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障害	補聴器・人工内耳音声信号処理装置修理

### (2) 日常生活用具の給付

日常生活が円滑に行うことができるよう、日常生活用具に係る費用の一部を公費で負担します。ただし、障害や疾病により、給付品目が異なります。

※必ず、購入する前にご相談ください。（一覧表あり）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳所持者</li> <li>・ 療育手帳所持者</li> <li>・ 難病等対象者</li> </ul> ※手帳を持っている人でも障害の種類や等級により適用できない場合があります。
費用	購入費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて負担上限額が決まっています。
手続	身体障害者手帳、療育手帳、難病等対象者と証明できるもの、世帯の課税状況を証する書類、用具の見積書